社会福祉法人　千代福祉会　定款

第１章　総　　則

（目　　的）

第　１　条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（イ）障害者支援施設の経営

（２）第二種社会福祉事業

（イ）保育所型認定こども園の経営

（ロ）障害福祉サービス事業の経営

（ハ）相談支援事業の経営

（名　　称）

第　２　条　この法人は、社会福祉法人千代福祉会という。

（経営の原則等）

第　３　条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の増進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組みとして、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第　４　条　この法人の事務所を宮城県仙台市青葉区芋沢字畑前北６２番地に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第　５　条　この法人に評議員７名を置く。

（評議員の選任及び解任）

第　６　条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

（評議員の資格）

第　７　条　社会福祉法第４０条第４項及び第５項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第２５条の１７第６項第１号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の任期）

第　８　条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第　９　条　評議員に対して、各年度の総額３００，３００円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

２　評議員には費用を弁償することができる。

第３章　評議員会

（構　成）

第　１０　条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権　限）

第　１１　条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事の選任又は解任
（２）理事及び監事の報酬等の額
（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
（４）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
（５）定款の変更
（６）残余財産の処分
（７）基本財産の処分
（８）社会福祉充実計画の承認
（９）事業計画及び収支予算の承認
(10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
(11) 公益事業に関する重要な事項
(12) 解散
(13) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

（開　催）
第１２条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招　集）
第１３条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議　長）
第１４条　評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選により選出する。

（決　議）
第１５条　評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）監事の解任
（２）定款の変更
（３）その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１７条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）
第１６条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名は、前項の議事録に記名押印する。

第４章　役員及び職員

（役員の定数）
第１７条　この法人には、次の役員を置く。
（１）理事　６名
（２）監事　２名
２　理事のうち１名を理事長とする。
３　理事長以外の理事のうち、３名以内を業務執行理事とし、このうち１名を常務理事とすることができる。

（役員の選任）
第　１８　条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
２　理事長、常務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）
第　１９　条　社会福祉法第４４条第６項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
２　社会福祉法第４４条第７項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）
第　２０　条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事並びに業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
３　理事長、常務理事及び業務執行理事は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第　２１　条　監事は、理事の業務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第　２２　条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
３　理事又は監事は、第１７条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第　２３　条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第 ２４ 条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職　　員）
第 ２５ 条　この法人に、職員を置く。
２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　理事会

（構　成）
第 ２６ 条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権　限）
第 ２７　条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
（１）この法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（招　集）
第 ２８ 条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

（議　長）
第 ２９ 条　理事会に議長を置き、議長はその都度理事の互選により選出する。

（決　議）
第 ３０ 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議をのべたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第 ３１ 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第６章　資産及び会計

（資産の区分）

第３２条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産とする。
２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
（１）宮城県仙台市青葉区芋沢字青野木５２０番１所在の、ますみ学園敷地
１筆（５，３４９．４９平方メートル）
（２）宮城県仙台市青葉区芋沢字青野木５２０番３所在の、ますみ学園敷地
１筆（２１．７６平方メートル）
（３）宮城県仙台市青葉区芋沢字青野木５２０番２所在の、ますみ学園敷地
１筆（９１．６１平方メートル）
（４）宮城県仙台市青葉区大倉字大原新田１６番５１所在の、おおぞら学園敷地
１筆（４，８３０平方メートル）
（５）宮城県仙台市青葉区大倉字大原新田８０番所在の、おおぞら学園敷地
１筆（１，１３５平方メートル）
（６）宮城県仙台市青葉区大倉字大原新田８１番所在の、おおぞら学園敷地
１筆（１，６９６平方メートル）
（７）宮城県仙台市青葉区芋沢字畑前北６２番所在の、清風園敷地
１筆（１０，６０２．９平方メートル）
（８）宮城県仙台市青葉区芋沢字沢田１番３所在の、清風園敷地
１筆（６６４．２８平方メートル）
（９）宮城県仙台市青葉区芋沢字畑前北６５番所在の、清風園敷地
１筆（２０８平方メートル）
(10) 宮城県仙台市青葉区芋沢字畑前北６０番所在の、清風園敷地
１筆（１７５平方メートル）
(11) 宮城県仙台市青葉区芋沢字畑前北６７番５所在の、清風園敷地
１筆（１，８４２平方メートル）
(12) 宮城県仙台市青葉区芋沢字畑前北５９番所在の、清風園敷地
１筆（７６６平方メートル）
(13) 宮城県仙台市青葉区芋沢字畑前北６６番所在の、清風園敷地
１筆（６９平方メートル）
(14) 宮城県仙台市青葉区芋沢字沢田１番５所在の、あおば園敷地
１筆（７，３３７．２７平方メートル）
(15) 宮城県仙台市青葉区芋沢字沢田６番１所在の、あおば園敷地
１筆（５７９．５６平方メートル）
(16) 宮城県仙台市青葉区芋沢字沢田下２番２所在の、訓練用地
１筆（１，２２１平方メートル）
(17) 宮城県仙台市青葉区愛子東五丁目３７３番４所在の、あっぷる愛子こども園敷地
１筆（２，２６７．６４平方メートル）
(18) 宮城県仙台市青葉区愛子東三丁目６５番１所在の、地域生活総合支援センター敷地
１筆（６１３．９８平方メートル）
(19) 宮城県仙台市青葉区芋沢字青野木５２０番地所在の、鉄筋コンクリート・コンクリートブロック・鉄骨・軽量鉄骨・木造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺二階建て、ますみ学園園舎
１棟（１，１２７．７３平方メートル）
(20) 宮城県仙台市青葉区芋沢字青野木５２０番地所在の、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

ますみ学園訓練棟
１棟（１２１．５平方メートル）
(21) 宮城県仙台市青葉区大倉字大原新田１６番地５１所在の、鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建及び鉄筋コンクリート造陸屋根平家建、おおぞら学園園舎及び機械室
２棟（１，２３９．８８平方メートル）
(22) 宮城県仙台市青葉区大倉字大原新田１６番地５１所在の、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、おおぞら学園訓練棟　　１棟（１４３．６２平方メートル）
(23) 宮城県仙台市青葉区芋沢字畑前北６２番地他所在の、鉄筋コンクリート造陸屋根平家建及び鉄筋コンクリート造陸屋根平家建、清風園園舎及び機械室
２棟（１，２８９．７３平方メートル）
(24) 宮城県仙台市青葉区芋沢字畑前北６２番地他所在の、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺二階建、清風園体育館
１棟（６１１．２６平方メートル）
(25) 宮城県仙台市青葉区芋沢字沢田１番地５所在の、鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建及び鉄筋コンクリート造陸屋根平家建、あおば園園舎及び機械室
２棟（１，７２０．６９平方メートル）
(26) 宮城県仙台市若林区荒井七丁目２１番地２他所在の、鉄筋コンクリート造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき二階建、あっぷる荒井こども園園舎
１棟（１，１５４．５５平方メートル）
(27) 宮城県仙台市青葉区愛子東五丁目３７３番地４所在の、鉄骨造陸屋根二階建、あっぷる愛子こども園園舎
１棟（１，２５７．９９平方メートル）
(28) 宮城県仙台市青葉区愛子東三丁目６５番地１所在の、木造ルーフィングぶき二階建、地域生活総合支援センター
１棟（３２１．８９平方メートル）

３　その他財産は、基本財産以外の財産とする。

４　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第３３条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得て、仙台市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、仙台市長の承認は必要としない。

（１）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（２）独立行政法人医療福祉機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第３４条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価

証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第３５条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告結及び決算）

第３６条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（５）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

（６）財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類は主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第３７条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日 をもって終わる。

(会計処理の基準)

第３８条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第３９条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第７章　解散

（解　　散）
第　４０条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）
第　４１　条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第８章　定款の変更

（定款の変更）
第　４２　条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、仙台市長の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を仙台市長に届け出なければならない。

第９章　公告の方法その他

（公告の方法）
第　４３　条　この法人の公告は、社会福祉法人千代福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）
第　４４　条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	半　澤　鉄太郎
理　事	今　野　　繁
〃	赤　間　常　夫
〃	鈴　木　邦　夫
〃	夕　下　紀　明
〃	武　田　桃　代
〃	山　田　　亮
〃	白　石　い　と
〃	斎　藤　太　助

監　事　　豊　田　郁　夫
〃　　金　子　徳　平

附　則
この定款は、昭和５０年１０月１日から施行する。
附　則
この定款は、昭和５５年５月２４日から施行する。
附　則
この定款は、昭和５８年１月２９日から施行する。
附　則
この定款は、昭和５９年１０月９日から施行する。
附　則
この定款は、昭和６２年３月１７日から施行する。
附　則
この定款は、昭和６３年１月７日から施行する。
附　則
この定款は、平成２年１２月２５日から施行する。
附　則
この定款は、平成４年１月１４日から施行する。
附　則
この定款は、平成６年５月１３日から施行する。
附　則
この定款は、平成７年１２月１５日から施行する。
附　則
この定款は、平成９年１月１４日から施行する。
附　則
この定款は、平成１０年１月２２日から施行する。
附　則
この定款は、平成１２年４月２０日から施行する。
附　則
この定款は、平成１２年６月１９日から施行する。
附　則
この定款は、平成１４年１月１０日から施行する。
附　則
１　平成１４年１２月２４日付けの定款変更の認可申請に伴い、新設された評議員会の評議員１３名の任期は、定款第１７条の規定にかかわらず、平成１５年１２月２３日までとする。
２　この定款は、平成１５年１月２２日から施行する。
附　則
この定款は、平成１５年５月２６日から施行する。
附　則
この定款は、平成１６年１月３０日から施行する。
附　則

この定款は、平成１６年７月６日から施行する。

附　　則

この定款は、平成１８年６月２２日から施行する。

附　　則

この定款は、平成２１年５月２２日から施行する。

附　　則

この定款は、平成２２年６月３０日から施行する。

附　　則

この定款は、平成２３年５月２４日から施行する。

附　　則

この定款は、平成２４年４月１日から施行する。

附　　則

この定款は、平成２６年５月３０日から施行する。

附　　則

この定款は、平成２８年２月１日から施行する。

附　　則

この定款は、平成２９年４月１日から施行する。

附　　則

この定款は、平成２９年７月１９日から施行する。

附　　則

この定款は、平成３０年１２月７日から施行する。

附　　則

この定款は、令和２年３月１７日から施行する。

附　　則

この定款は、令和３年７月２８日から施行する。

附　　則

この定款は、令和６年４月２２日から施行する。

附　　則

この定款は、令和６年１２月１０日から施行する。